

# 平成29年第2回

# 定例会会議録

## 会 期

平成29年6月9日（金）から  
平成29年6月20日（火）まで

## 会議日時

平成29年6月9日（金）  
平成29年6月14日（水）  
平成29年6月20日（火）

**東串良町議会**

## 平成29年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成29年6月9日 午前10時00分  
散 会 平成29年6月9日 午前10時13分

### 出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園 ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
---------	-----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
経済課長	堀口 利弘	社会教育課長	薬丸 淳郎
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	大園 保広	書記	橋口 正博
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 8 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 8 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成29年第2回東串良町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 児玉勇治君及び2番  
瀬戸山讓一君を指名します。

~~~~~

## ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から6月20日までの12日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第4 報告第1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 平成28年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~  
◆ 日程第5 報告第2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第5 報告第2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
以上で、報告第2号 平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第1号））

議 長（田之畑）

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。  
平成29年度東串良町一般会計補正予算（第1号）につきましては、にぎやかタウン雪山に係る補償費の算定期間が1カ月分増加したため、地方自治法第179条第1項の規定の基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度東串良町一般会計補正予算(第1号))を採決します。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第7 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長 (田之畑)

日程第7 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。  
本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申

## 会 議 の 経 過

上げます。

自動販売機の設置については、庁舎内及び体育館内等に設置されておりますが、その他の行政財産についても有効活用を行い、自動販売機設置による使用料の徴収を可能とするためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

本案については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 9 議案第 24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
  - ◆ 日程第10 議案第 25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第11 議案第 26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第12 議案第 27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

- 日程第 9 議案第 24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上の4件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第24号から議案第27号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,964万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億967万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろ

## 会 議 の 経 過

しくお願いいたします。

次に、議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,850万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

また、債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,104万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午前10時13分

## 平成29年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成29年6月14日 午前10時00分  
散 会 平成29年6月14日 午前11時40分

### 出席議員（10人）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 児玉勇治  | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治  | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳  | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園 ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地 利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 児玉勇治                      2番 瀬戸山 譲一

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |        |             |        |
|-------|--------|-------------|--------|
| 町長    | 宮原 順   | 住民課長        | 若松 雄一  |
| 副町長   | 畠中 勇一郎 | 企画課長        | 中島 孝一  |
| 教育長   | 天神 康男  | 農業委員会事務局長   | 木佐貫 勝志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学  | 教育委員会管理課長   | 坪山 勝   |
| 総務課長  | 江口 勝志  | 学校給食共同調理場所長 | 松留 謙一  |
| 経済課長  | 堀口 利弘  | 社会教育課長      | 薬丸 淳郎  |
| 福祉課長  | 津曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅樹 |
| 税務課長  | 児玉 隆男  |             |        |
| 建設課長  | 甫村 良教  |             |        |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 橋口 正博

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

# 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

# 会議に付した事件

日程第 1 一般質問

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

## ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
2番 瀬戸山讓一君の発言を許します。  
2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

早速1番目にさせていただきます。瀬戸山です。

まず1番目、志布志国家石油備蓄基地の防災についてということで、二、三ちょっと前置きを話させていただいて、これを言うきっかけになったのは、やはりいろいろあったんですけども、大きなショックを受けたのが、ことしの1月29日、日曜日、NHKスペシャルであった防災の番組でありまして、この中に、ここに書いておりますとおり「津波火災」という概念が最近防災関係者の間で言われているということで、これはそこにも書いてありますけれども、大阪大学の加藤先生という方が、もし東南海地震が来たとき、大阪湾の大きな津波が押し寄せてきて、石油精製施設、貯蔵タンクなんかを襲われた場合には、大阪湾、それから内陸部まで津波が油を持ち込んできて、火災が発生したら大変な災害になるだろうということで、今そのことを一生懸命研究されているという番組でありました。

それで、そこを考えた場合、ここ、国家石油備蓄がある東串良も全く同じことが考えられるんじゃないかなということ町民の皆さんの不安も聞いておりましたので、ちょうどタイムリーに話が一致したということで、きょう発表させていただくわけですけども。

まず、ここでやっぱり一番ショックだったのは、やはりこの国家石油備蓄基地が高潮対策は考えているけれども、最初の環境アセスメントです。だけど、津波のことに関しては、全然想定しないということだそうですね、聞いてみたら。

それで、ここにちょっといろいろ調べてきたんですけども、備蓄は4辺で囲まれておりまして、二つ問題があるんですけども、まず、4辺だから、よく言われているのが東護岸、南護岸、西護岸、北護岸があるんですけども、実は大きなこれがみそなんですけれども、自分たちも30年前から工事に携わせていただいて、改めて思ったんですけども、その津波を想定していないという大きな盲点が、実は護岸が北護岸と西護

岸は全くないということですね。だから今、総務課さんのほうに聞いてみたら、想定が7.2メートルを津波の高さを想定していらっしゃるみたいですがけれども、7.2メートルは、この前、議員のセミナーでありましたけれども、中央値をいうのであって、中央値が7.2メートルということはどういうことかといったら、7.2メートルの半分の3.6メートルから、そして倍の14.4メートルに津波の高さが匹敵する、この範疇のことをいうのであって、7.2メートルというのは、高さが14.4メートルもありますよということを議員セミナーでちょっと教わってきたんですけれども、もし7.2メートルで14.4メートルの津波が来るということになれば、ノーガードの北護岸と西護岸は津波の洗礼を受けるのは間違いないということですよ。そういうことを考えると、とても不安でいられないという方がやっぱりいらっしゃいます。

それとやはり、ここは外海に面しているということで、やはり外海の波の力というのは相当なものだという話も耳にいたしました。

それから護岸も今、一応東護岸と南護岸は7メートルの護岸なんですけれども、これもとても足りないということで、ちょこっとこれは先例ですけれども、今度3.11の東日本大震災のときに、岩手の普代村というところが大体あの三陸の津波が来たときの想定、皆さん8メートルの規格の防波堤だったそうですけれども、8メートルはとてもじゃないけど危なっかしいからということで、その普代村のもう今は亡くなられた町長が15.5メートルの防波堤をつくってくれということで、鹿児島で、いっすんきかじ規格外のやつを強引に押し進めて、8メートルを15.5メートルの護岸をつくってもらったということで、3.11の被害が大体3,000人ほどいる普代村の人口のうち、行方不明者がたったの1人であったということで、今は亡き町長を顕彰しようかという話が出ているみたいですが。

だから防災には、もう想定外、想定外とよく言われておりますけれども、だから今言いましたけれども、その想定外を克服するために、8メートルを15.5メートルに決断して強引につくらせたという非難はあったみたいですが、これで完璧に、ほぼ1名の行方不明者を出したというだけで抑えてしまったという、この考え方というのは、これから大事なんじゃないかなと思えば、志布志備蓄も今言いました津波の高さの問題と、それから北護岸、そして西護岸が全く護岸がないということを考えた場合に、ここに書いてありますけれども、どういうふうに、これからその防災を考えていったらいいのかということをお話させてくださいけれども、結論からいえば、やはり例えば町長がこういう、真っ先にもし津波が来れば、東串良が物すごい被害をこうむることは想定されるわけでありまして、町長にトップセールスで大阪大学に行って、加藤先生なんかの話を聞いてみられるなり、それで今度防災タワーもまた川東にできますけれども、この防災のまちということで、東串良のシンボル化というか、また、まちの売りにもするということを考えた場合には、なかなかそういう防災も一つのまちおこしの一つとして考えてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか、町長。

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

志布志国家石油備蓄基地は、津波を想定しないとのこと、東日本大震災の教訓から「津波火災」という概念が大阪大学から発信されております。このことを踏まえ、志布志国家石油備蓄基地の津波に対する防災対策についてということでございますので、お答えしたいと思います。

大規模地震発生時の火災の出火原因については、電気やガス、自動車のバッテリー浸水による発火などさまざまな要因が検証されております。大阪大学の加藤名誉教授が提唱されている石油コンビナート火災についても流出した油により、大阪市中心部でも大規模な津波火災が起こる危険性があると指摘されております。東日本大震災においても、千葉県や宮城県で石油コンビナート火災が発生しております。

このような状況を踏まえまして、総務省、消防庁では、東日本大震災を踏まえた「危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」を発足し、全国の石油コンビナート施設を含む危険物施設地震・津波対策は開始されております。我が志布志国家石油備蓄基地においても、石油タンクの耐震性及び関連施設の耐震補強工事を実施し、津波シミュレーションに基づく津波対策工事の実設計を平成28年度に行い、平成29年度から平成30年度に整備を行う計画になっております。

そこで、志布志国家石油備蓄基地の地震・津波対策ということで、平成26年度には、管理棟の建物耐震補強工事が行われております。それと平成27年度には、志布志石油備蓄基地津波シミュレーションを実施しております。平成28年度には、津波対策工事設計委託、シーバース配管橋耐震補強工事、平成29年度には、A重油タンク基礎補強工事、消防車両避難場所新設工事、築堤擁壁補強工事、危険物倉庫新築工事が実施される予定になっております。それと平成30年度には、消火ポンプ室移設工事、それと特高受電所移設工事が計画されております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今町長がおっしゃったそういう耐震、それから津波、かれこれそういう情報はちょっと宮地さんのあけぼの新聞でもちょっと拝見してはいたんですけども、やはり肝心なのは、やっぱり防波堤かなと思いますね。

それと、町長にお願いしたいのは、加藤先生がおっしゃったのは、今それを防ぐ手だてとしてフレキシブルパイプという、津波の力を分散させる方法と、それから油がもし漏れたときに、一気に漏れ出ないように、もしタンクがひっくり返ったときに、そこに硬化剤を瞬間的に油の上にかくような、そういう2種類の方法とかいろいろ研究されて

いらっしゃるみたいなので、例えば思うんですけれども、防災で東串良はいろいろ注目されていますので、そういうのがあれば、ここ備蓄基地でも真っ先に東串良でやっていただけるような形というのを、町長、お願いしたいなという気がするんですけれども、トップセールスとしてもそういうところをいろいろ考えてやっていただければなと思います。

それから2番目、地方創生についてです。ここでちょっと前置きしておかないといけないんですけれども、①、②、③がございますけれども、②は、きょうはちょっと自分の準備不足で、ちょっといろいろ話のそごができて、これはちょっと割愛させていただくという形でお願いしたいと思います。

それでは、本題に移っていきます。地方創生の件で、ことし5月11日に、これまた鹿児島で議員の研修がありまして、地方創生について、よく今テレビで拝見する片山善博さん、元鳥取県知事が来られて、テレビでおっしゃっていることと、本音を鹿児島で語られたことはすごく大きくて、これもちょっと衝撃的だったんですけれども、今、あの方はやっぱり自民党、それから今の政府に基づいているいろいろされているんですけれども、衝撃的だったのは、ここ地方創生がいろいろ言われて、一、二年、二、三年たつわけですけれども、正直言いまして、地方創生がうまくいっているというのはほとんど見受けられないということをおっしゃいました。これからも地方創生に関しては、すごく回帰的だということをおっしゃって、今自分たちが頑張っている地方創生って何なのかなということをもう1回考え直さないといけないということに、自分たちもちょっとそういうふうに感化して話を聞いてしまったわけですけれども。それでたまたま議員派遣で、その5月11日、それから5月12日にちょっと地方創生について、個人的にちょっとセミナーを受けさせていただいて、そのときにちょっとおもしろい人だなと聞いていたものですから、その人の話を聞く機会がありまして、片山善博さんの話と木村さんの話を対比させて、ちょっと今からお話をさせていただきますけれども、その木村さんという方は、今の内閣官房の特別参与ということで地方創生に携わっていらっしゃるということで、なかなかうまくいかない理由というのをそのセミナーでおっしゃいました。そのやっぱり大きな一つがやはり皆さん、地方創生というと何かみんなキョロキョロして、対外的な部分だけを何か気にしていらっしゃるんですよねという前置きで話が始まって、やっぱり一番大事なのは、地方創生は、ここ東串良に関して、今から話をしていきますけれども、東串良の地元、足場を見ろと言われましたね。それがゼロ歩政策ということで、ゼロ歩だから、要するにほかに足を踏み出さないということで、要するに東串良からまず攻めろという話でした。東串良に即して話を言うんですけれども。そうすると、じゃあ自分たちは何をすればいいのかということで、まず地元の経済状況を議員さん、そして首長さん、役場の方々は把握されているんですかという一つのテーマの問いかけから始まったんですけれども、何かといいますと、まず要するに、それをどういうことかといいますと、やはり即していえば、ここにちょっと自分で書いてきたんですけれども、東串良は、キュウリ、それからピーマン、それからしょうゆ、ウナギ、ナマズ、お魚とかいろいろありますけれども、これを町内で回していく方法というんですけれども、だから流通とお金を回すということなんですけれども、例えば地元にお米の営

業をされている方がいらっしゃれば、町内にある飲食店とか、加工屋に東串良のお米を使っていただけませんかという、そういう行政の働きかけをまず起こすということですよね。それからピーマン、キュウリも、鹿児島県でまず第一にとったブランドですけれども、これもやはり東串良でちょっとピーマン、キュウリが東串良でやっぱり弱いんじゃないかという声も聞くんですけれども、例えば物産館を利用して、そこを利用して、ピーマン、それからキュウリなんかのブランド発信もちょっと強めにやっていいんじゃないかというのは、鹿児島ファンデーに先々月行かせていただいたときも、やはりもうすぐ完売するんですよ、東串良のピーマン、キュウリは。そして村山さんの豚みそもすぐ完売という形にいましたけれども、やはりああいうところもありますけれども、東串良でどうも弱いんじゃないかという気が自分自身もしたものですから、そういう飲食店を回って、東串良の物産かれこれを使ってアピールしていく方法というのが、例えば物産館でも小さなミニレストランをつくるとか、そういう話がありますけれども、そういう形の町内にある逸材、いいものをまず町内で流通させて、コラボさせて、そして木村さんがおっしゃったのは、そこに今度は労働就業ですね、例えば障がい者施設の方とか、いろんな人の労働力までコラボさせることで、要するに東串良であれば、町内にいろんな労働力も含めて、物流が起これば、町内で物すごく活性化していくということ。青森のリンゴジュースの件、それから奈良県の小さなまちでのラーメン屋、そしておまんじゅう屋ということ、そういうことを手助けしてコンサルタントすることで、すごい実績を得ましたということをおっしゃいました。今、それらを言えば長くなりますけれども。やっぱりその木村さんは、びっくりしたんですけれども、5月12日にセミナーを受けたら、19日にやねだんに行きますから来ませんかとおっしゃったんですけれども、ちょっと議会と重なって行けなかったんですけれども、隣のやねだんにもコーディネーターとしていらっしゃるみたいで、なかなか実績を上げていらっしゃる方で。とにかく東串良も、町長、東串良のそういう町内の物流、お金の回し方があれば、そういうコーディネート、そういうコラボをすることを町長自身もまた、東串良の町内からそういうことをやっていただけるような形はどうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地方創生についてですけれども、今議員おっしゃる農工商連携が図られ、各分野に結束させる政策はとられているかということですね、スピーディーであるかということでお答えさせていただきたいと思っております。

農工商連携を図ることということは、農業や漁業者と商工業者がそれぞれの得意分野である経営資源をお互いに持ち寄って、高付加価値の商品開発や新たなサービスの提供を行うことによりまして、今おっしゃいました販路拡大や各事業者の経営、工場、そして地域の雇用、就業機会の向上が期待できること等でございます。各事業者においても、

販路先などは確保されている状況下でもありますけれども、商工連携に関する勉強会や農業者と中小企業者の出会いの場となるマッチングイベントや商談会などの情報提供ができればと考えております。

いずれにしましても、各事業者が有する経営資源を持ち寄り、新商品、新サービスの開発等に取り組む意欲があることは、非常に重要であると思っております。商工連携に取り組む場合、事業者の事業計画が国に認定されれば、さまざまな支援措置が受けられることとなっております。意欲のある事業者からの国への問い合わせ先については、情報提供してまいりたいと考えております。

これで答弁になりますかどうかわかりませんが、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ちょっと補足的ですけども、ここにスピーディーであるかお尋ねすると書いてありますけれども、やはりこの木村さんがすごく重点化されたのは、とにかく「さんさんろくろく」という言葉を使われて、まず計画に3カ月、そして準備に3カ月、そしてろくろくで、もうろくの1ですね、7カ月にかかったときは、ある程度結果を出さないといけないうことで、スピーディーさがないといろんな事業とか、計画というのは、すぐ腰折をしやすいということですので、何かありましたら、やはり町全体でスピーディーに取り組むような形をとっていただきたいと思えます。

それからさっきは2番目は割愛とするということで、3番目の文化事業とリンクしているかお尋ねしますということですけども、やはりこれは前回の一般質問のときとか、委員会でも言わせていただきましたけれども、東串良、その事業というのをやはり物語をつくって、物語に乗っけることですごい最大効果を得られるということを考えれば、東串良である、前のときにも言いましたけれども、やはり特徴である柏原の松林のこと、それから唐仁の倭寇史観のこと、それから古墳群、それからピーマンのこと、いろんな東串良にしかない逸材というのを物語化して、それに経済活動に乗っけるという形を考えているということを言いましたけれども、まさしく木村さんもそういうことをおっしゃって、必ず文化事業と合間見てやることですごい最大的な経済効果を引き出させるということを言われましたので、例えば東串良は、今ちょっとこの前、ひっとべ会の方からも電話があって、いろんなピアノリサイタルをしたいとか、いろいろまたお話が出てきているみたいで、そういうことにも鑑みて、そういうところの経済事業をコラボする組み立てというのをやはりみんなで考えていかないといけない時期が来ているんじゃないかと思えます。その文化事業について、町長、どんなふうにお考えですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

今の地方創生の一環ですけれども、文化事業とリンクしているかということですが、一番メインイベントでございます柏原大相撲を今まで以上に工夫して盛り上げていきたいと考えております。その前段といたしまして、本年度は、相撲場の屋根の整備をちょっと行います。また、平成30年度には、少年相撲教室が開ける環境づくりというものをつくりまして、その一環といたしまして、公益財団法人日本相撲協会のほうから、指導員派遣に向けた要請を行ってまいりたいと思っております。イベント開催日以外にも、このような相撲教室を開くことで、柏原の知名度アップを図り、柏原地区の活性化につなげていきたいと考えております。

この唐仁古墳群ですね、本町の古墳にスポットを当てて、古墳がある大崎町や肝付町3町での広域的な取り組みを行うこととしております。昨年度は、文化財、観光資源の活用について肝付町、大崎町とともに、国指定古墳群をめぐるツアーを行ったところがございます。好評をいただいております。今年度も開催予定となっております。

また、本年は、県が実施する事業で魅力ある観光地づくり事業を活用いたしまして、唐仁古墳群に関する施設を整備していただくことを目指しております。

ただいま県へ要望中でございますけれども、決定されるかどうか、まだわからない状況でございます。もし決定となった場合は、トイレ、そして休憩所、駐車場、駐輪施設、そしてベンチ、観光案内板、転落防止柵を整備する予定でございます。国指定古墳めぐりツアー、昨年は、ことし2月は11人参加していただきました。それと4日と11日にも2回実施いたしまして、2日目の11日が9名でございます。それと交流人口増によるまちの活性化ということで、新しい観光パンフレットもでき上がっております。その中に、柏原大相撲や唐仁古墳群めぐりのコースも盛り込まれております。本町の歴史ある文化財、観光資源をうまく活用し、交流人口の増加を図ることで、まちの活性化につなげていければと考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 瀬戸山譲一君。

2 番 (瀬戸山)

今、柏原大相撲のこともいろいろと考えていらっしゃるみたいで、この前ちょっと議会でも委員会でも言わせていただいたんですけども、自分たち議会のほうからも、それに補足するような形で、相撲の事業を起こすことに関しての政策提言とかあれば、個人的にも議長の了解を得て、いいですよということでしたので、そういうのもやらせていただきたいと思っておりますし、それから唐仁古墳群についても、今度25日にシンポジウムが開かれますけれども、東串良単独でやられるようなシンポジウムというもの、いつも言いますが、倭寇史観というのはすごくこれからの経済のそういう発展、地域

## 会 議 の 経 過

おこしには、うまくマッチングする形でのアイデアがいろいろと考えられております、内外の人の話を聞くと。だからそれを含めて、シンポジウムとかいろいろ東串良から発信するようなシンポジウムがことし二つあるみたいですが、いろいろと東串良からそういう情報発信、シンポジウムという、そういうのをじゃんじゃんやっていたりするような形も政策提言としてこれからやらせていただきたいと思っていますので、その辺はまたよろしくお願いします。

そういうことで、3番目の、さっき言いましたつけ、町有地の有効利用について、これも自分がちょっといろいろ聞いていた部分と、実際聞いてみたら大きな情報のそごがありましたので、この件については、もう1回自分で調査、勉強し直してもう1回やらせていただきたいと思います。ですから、きょうはこの件に関しては割愛させていただきたいと思いますので、自分の一般質問は終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

次に、3番 牧原完治君の発言を許します。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

私の質問については、この前、3月の議会で同僚議員が同じ質問をされたわけなんです、私も同じ質問をさせてもらいたいと思います。

結論から申し上げますと、学校の教室に早急にエアコンを取りつけられないかという質問でございます。皆さん御承知のとおり、年々進む温暖化で、夏場が非常に長いわけです。10月になっても真夏のような暑さ、そして気温も異常に高くなっております。子供たちも熱中症で吐いたり、気を失ったりというような体調を崩す子供が年々多くなっていると聞いております。今度池之原小学校が校舎を増築したわけなんです、校舎が並列して風通しが悪いということで、特に5年生のクラスが暑いようでございます。聞いた話です。生命にかかわる事態も想定されますので、再度クーラー設置はできないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

昨年の夏も暑い日が続きまして、子供たちもそんな中で本当によく頑張ってくれていたと思います。ことしは5月から暑い日も多く、この夏が思いやられます。議員の御指摘のとおり、子供たちの健康面は気になるところであり、学習への集中力も精神論だけでは解決できない状況にあると理解しております。そこでまずは、現状をお知らせいたします。

昨年、中学校は38万8,800円かけまして、9教室で20台の扇風機を取りつけ

ました。またことしは、池之原小学校が17教室で71台、金額にして149万400円、柏原小学校が5教室で14台、金額にして27万円かけて扇風機を取りつける予定です。この工事は、一つのクラスにつき6台の扇風機を設置することを基準とし、6月中に取りつけは終わる予定です。池之原小学校は既に終了しました。このような実情ですが、扇風機で快適な環境での授業が完全に保障できるとは考えてはいません。できることならクーラーの設置ができれば、それにこしたことはないと考えています。体を鍛え、少々のことには耐え得る力を養うことも大事であることも承知しています。しかしながら、子供たちの育ってきた環境や諸条件を考えますと、昔のような精神論を押しつけることもおかしいと考えています。しかし、クーラー設置にはかなりの予算が伴います。その理由で、せめて扇風機の設定をお願いし、実現したところです。しばらくは、この状態で様子を見ようと思っています。

ちなみに細かい説明は省きますが、三つの学校の各クラスにエアコンをつけるようになりますと、およそ1億円は必要になると思われます。家庭用の大型クーラーで計算しましても、約7,600万円ですが、教室はほぼ窓ガラスなので、工事のことも考えますと、天井つりの形になると思われます。その場合で、キュービクルを含めまして、およそ1億円ということです。さらに電気代が1校につき、月額約20万円、夏場は倍ぐらいになるとと思われます。通常の電気代だけでも3校で年間720万円程度が必要になると思われます。財源的に許されるのであれば、今すぐにでも設置をお願いしたいところですが、財源が厳しいことも承知しておりますので、そういう要望は控えているということです。

議 長 (田之畑)

3番 牧原完治君。

3 番 (牧 原)

どこの町も検討されているようでございますが、近隣のまちの状況を調査いたしました。南大隅町については、今のところ検討はしないということです。錦江町については、あそこは子ども議会というのが行われまして、子供たちの質問で、夏場が暑いのがクーラーをつけてくださいというお願いがあったそうです。そこで町でも前向きに検討せんないかんねというようなことのようにです。それから肝付町なんですが、肝付町も前向きに検討中ということを知っております。鹿屋市については御承知のとおり、防衛庁の予算があって、クーラーの設置が済んだところ、また未整備のところもございます。それから隣の大崎町が、現在、あそこは小学校の統廃合が進んで、中学校1校、小学校8校というまちでございます。大丸小学校が校舎の改築と同時にことしクーラーの設置をされております。そして来年は中沖小学校につけるんだということのようにです。それから小学校が8校あるために、1年1校ずつはもう間に合わないということで、その後は、二、三校つけようかというようなことを話をされておりました。大崎町も平成26年に扇風機を全部取り付けられたというようなことなんですが、扇風機では、どうもカーテンが当たったり、机の上がべたべたしたりして、非常に都合が悪いというようなことで、ク

ーラー取り付けが始まったようでございます。

そこで、教育長が心配される財源の問題なんです、もちろん一般財源ではどこのま  
ちもノーというような返答を出そうかと思いますが、大崎町では、文科省の補助金、3  
分の1の空調設備の補助金を活用されております。利用されているようでございます。  
そこで、空調設備の補助としては、文科省の3分の1のそういう補助金、また環境省の  
補助金で、温暖化対策事業ということで3分の2の補助金があるそうです。そのような  
補助金の活用はできないかということを質問申し上げます。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

今回のことにつきましては、先ほど申し上げたとおりですが、今後はもちろんそう  
いうのを利用しながらしていくしかないかなと思いますが、文科省の補助金のことで  
すが、クーラーの前にまだ校内LANの設置などもこの補助なんかをもらいながらと  
いうことで、まだ完全にオーケーも出ていない状態なものですから、少しのびのびに  
なっている部分もでございます。そういうのやらあわせながら、できたら私どもとして  
は、なるべくつけていただく方向でお願いはもちろんしていきますし、そういう利用  
をできるような形のことも考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

今の時代がどっちみちエアコンをつけないといけないような気がいたします。隣の  
まちではどんどん進んでいるようでございますので、私たちのまちも早く取り組むべ  
きではないかという考えをしております。

財源確保なんです、これはうちの財務係からこういう財源がありますよという、  
そういう予算じゃなくして、教育の場で、補助金を申請したり、また足りない分は起  
債をお願いしたりして、教育の場から財源確保をされたらどうかと思うわけです。財  
源が天から降ってくるわけではございませんので、その辺もぜひいろいろ調べられて、  
補助金申請をして、空調設備を設置していただきたいと思うわけでございます。

そこで、関連なんです、町長に質問してよろしいでしょうか。教育長については、  
財源が一番心配されるということなんです、ふるさと納税をこれに使わせてもらえ  
ないかというお願いでございます。各自治体を見ますと、ふるさと納税の一番上位の  
ランクが子供支援に使うという、こういう統計がございます。よって、ふるさと納税  
をぜひいい税金ですので、これを使わせてもらいたいと思うわけでございます。都城  
市のふるさと納税、有名なところでは、年間73億円集められるところがございませ

そこも子供のために、子供支援に使いたいというのが2番目にきております。どっちかといいますと、ふるさと納税はちょっと手を加えると集められますので、それを将来の子供たちのために使わせてもらいたいと思うわけでございます。日本全国を見ますと、こっちは南国でございます。日本海側、また北国では暖房施設がございます。南国のここにクーラーがないというのはおかしい気がするわけです。ぜひ、財源も検討されまして、早急に設置できるように願いたいと思います。

最後に、子供たちが熱中症で事故のないことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。町長、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

御答弁します。

今、議員の質問ですけれども、やがてこのふるさと納税も基金積み立てとして、そういう形で使えるようなれば使いたいと思います。

今、ことしの目標は3億円ぐらいなんですけど、おっしゃる都城市とはちょっとほど遠い金額ですけれども、トップセールスを生かして、徐々にふるさと納税もお願いしたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

いい答弁をもらいましたが、町長、徐々にじゃなくて、トップギアにすぐに入れてくださいよ。お願いいたします。これで私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、続きまして、9番 宮地利雄君の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

日本共産党の宮地です。通告に基づいて、3点ほど質問をいたします。

まず最初に、石油貯蔵施設の立地交付金です。これは、石油貯蔵施設立地対策等交付金、全国的には平成29年度の概算要求が54億円ということのようです。それで本町には、毎年1億円近く来ているわけですが、この交付金は、非常に本町の施策にとりましても、非常にいい交付金なんですけど、これまでと同様に、今後も継続するというふうに町当局は考えているのかどうかですね。と申しますのは、この資源エネルギー庁のホームページでは、我が国の石油依存度について、毎年の石油に依存してい

る割合を出しているんですけども、第一次オイルショックの1973年、77.4%石油に依存しておったのが、2012年では、これが4割台に落ちているんですね。もちろんいろんな自然エネルギーなども普及する中で落ちてきている。そうするといつまでもこの制度が続くかどうかと。もちろん圧倒的多数は石油に依存しているわけですけども、今後もずっと続くのかどうか、その辺のことについては、一定の考え方を持っておられるのかどうか、まずそこから質問をいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

石油貯蔵施設立地交付金についてですが、現在のところ、貯蔵量に大きな変動はないので、交付金額については、ほぼ同額程度が今ずっと推移しております、10年ほどずっと推移しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、使途の範囲、使い方の範囲ですね。これまでも何にでも使えるような、そういう交付金にぜひなってほしいという声が議会の内外でも出ているわけですけども、これまでも消防自動車を買う、それから石油基地からの避難道路を整備する、あるいは夜間でも逃げることができるように街灯を設置するとか、あるいは防火水槽であるとか、そういう石油基地に関連したものに、これまでも限られてましたよね。私は、先ほどの資源エネルギー庁も含めて、関係部局に、もっと何にでも使えるようにしてくれという声を全国的にもどんどん上げる必要があると思うんですね。平成26年の資源エネルギー庁の発表では、33の都道府県に対して、この交付金が出されております。そうすると、大多数の都道府県を通じて、都道府県と市町村にこの交付金が来るわけで、この使途を広げるということは、全国的にもそういう要請が強いんじゃないかというふうに思うんですね。町長は全国の備蓄基地の町村の関係などにも出席をしているわけですが、これが本当にもっと例えば教育関連に使えば、毎年1億円ですから、先ほどの同僚議員の質問であったクーラーの設置などは1年で全部できるというようなことになるわけですね。ですから、町長自身のトップセールスという言葉もはやっておりますけれども、こういう点での取り組みがあれば、ぜひ我々にも答弁してほしいし、あるいは成果がこれまではこういうのはだめだったけれども、今度からこれはこの分野に使えるようになったというような例があれば、ここで示されたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今おっしゃいましたこの交付金の使途の範囲拡大のための取り組みと現状について答弁させていただきたいと思います。

交付金の使途の範囲拡大のための取り組みですけれども、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村の6市町の首長連名で、毎年、国、経済産業省資源エネルギー庁官宛てに要望書を提出しております。その要望書の中で、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度の存続と交付金の増額を図ることや、石油貯蔵施設立地対策等交付金について、地方公共団体の財政需要に応じて、自主的、弾力的な活用が可能とすることなどを要望しております。構成市町は、新潟県の聖籠町、それと我がまち、そして宮城県七ヶ浜町、茨城県神栖市です。そして愛媛県の今治市、長崎県新上五島町、この6市町村で構成しております。この6市町村で、総会終了後に行われた資源エネルギー庁職員を講師に招いての研修会の中で、もちろん意見交換の中ですけれども、備蓄交付金の使途について、弾力的な活用が図られるよう強く要望しております。九州経済産業局との会合もあるので検討してみるとの返答をいただきました。その後、九州経済産業局、福岡ですけれども、そこに一応訪問しまして、1月24日でしたね、関係部長へ石油交付金の自主的、弾力的な活用が可能となるように要望した経緯もございます。現状については、国としましては、交付規則に基づきまして、石油貯蔵施設を設置していることに伴って、整備することが必要と認められるものを整備するというのが大原則であるという考え方があります。全国的にも、道路や防災に関するもの以外は認められていないのが現状でございます。単独町での要望では限界があるので、引き続き、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村で要望活動を今後とも行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

国会でも議論が始まるように、私どもも取り組みたいと思っております。

それでは、続きまして、住宅リフォーム助成制度の創設について取り上げてまいりました。

他町村でもこの制度は広がっております。これは前町長時代にも取り上げた問題であります。実現に至らなかった施策であります。最近空き家のリフォームについては、自治体も一定程度の助成をするということで本町もそういう方向が出されているわけですが、それとは違って、自分の持ち家のリフォームに対する市町村の助成制度が各地でつくられております。1件当たりの助成額を20万円とか、10万円とか、あるいは工

## 会 議 の 経 過

事全体のリフォームの工事の総額の10%を超えないとか、一定の割合を定めて取り組んでおります。この制度の特徴は、波及効果が非常に高いと。例えば自治体の助成額が10万円だったら、その10倍以上の工事請負額というふうになっていますから、例えば100万円の工事、10万円の助成であっても100万円近い工事をするというようなのが各地でありますし、それからこの制度の自治体側にとってみますと、自治体の負担を最初から範囲を定めておけると、件数についての制限もできますが、1年間に200万円なら200万円、300万円なら300万円という形での予算を組んだら、それが年額の最高であって、それ以上は出せませんというのを事前に関係住民に示すことができる、そういう制度であります。近隣の自治体をちょっと調べましたのでお知らせをしておきたいと思えます。例えば鹿屋市は、これは大きいですが、平成27年の実績で助成額が4,951万円、そして工事費ですね、実際にリフォームの行われた工事費の総額が41億313万円です。これは9.9倍になるんですね、助成した額の9.9倍。件数は297件と。それから垂水が助成した金額は684万円ですが、実際にリフォームの工事をした総額は9,095万円ということで13.2倍ですよ、件数は65件と。志布志市は助成した予算は1,000万円、実際にリフォームに要した工事代金は12倍の1億2,000万円と、それから曾於市が補助額の13.8倍、肝付町は890万円助成して、6,631万円の工事金額ということで7.4倍ですね。それでどれぐらい助成しているかということ、曾於市は1件につき50万円ぐらいですね。それから垂水市は15万円、工事総額の10%が限度と。ただし、子育て世帯については、工事費総額の30%で1件につき45万円までというふうに、このようにいろいろと工夫しているところもあります。正月やお盆、結婚や出産、あるいは年忌などの機会に、せめて例えば風呂と台所だけは改造したいとか、畳を全部新調したいとか、そういうなどなど町民の前向きな意向の手助けにもなりますし、それから小規模の左官、大工、そういった工務店の仕事の確保にも貢献をしているわけでありまして。町長いかがですか、本町としても、ぜひ私、この制度を新たに実施すべきだというふうに考えるわけですが、答弁願います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今お答えしますがけれども、確かに他市町村での住宅リフォーム助成制度は広がりを見せておるのが現状でございます。しかしながら、財源上の問題もございましてけれども、現在のところ、本町では、今、宮地議員のほうから質問がありましたけれども、現在のところ我がまちではちょっと考えておりませんが、本町では、平成29年度から住宅に関するものだけでも移住促進事業補助金や空き家改修事業補助金、それと危険空き家解体補助金の新たな事業、制度をスタートさせたところでございますので、検討するにしましてもこれらの新たな助成制度の活用状況、そして実績を踏まえながら財政的な面も十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。よろ

しくをお願いします。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

他の市町村では、既に店舗の改装などにも、このリフォーム制度を使って始まっておるとい話も聞いております。ですから、本町もいろいろと町長が今言われた一定の住宅に関する助成金というのがあるようですので、今後その成り行きなども見ながら、ぜひ前向きの検討を要請しておきます。

それでは、最後になりますが、6月に本町で行われる「甦る大隅国の実像」、物すごい大きなタイトルのシンポジウムが開かれるわけですが、教育長にそれらの内容等について質問をいたします。

昨年は鹿屋市で実施されておりますけれども、ことしは本町で行われるということで、非常に期待をしているわけですが、東串良町のホームページの1ページを使って、案内のチラシが出ておりました。同時に、今月の町の広報紙と一緒に全家庭に多分配布されたというふうに思います。8名の講師がいろいろと東串良町の文化財、大隅地域の弥生時代の様相、大隅地域の古墳文化とか、下伊倉城跡の調査をめぐってというようなこととか、なかなか関心のある人たちが多いいのではないかというふうに思います。ぜひ議員の皆さんも関心をもって、参加していただきたいというふうに思いますが、参加者の希望は、総合センターでありますから、大体満杯になっても五、六百人でしよなかね。それからネット以外の周知方法、それからできたらマスコミもちょっと動員して、東串良でこういうのをやるんだというようなことは考えられないか、その辺の準備の状況など教育長から答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

まず内容につきましては、先ほども議員のほうからありましたので、もう簡単に言いますが、まず規模についてなんですけれども、昨年、鹿屋市のリナシティで開催されたときが、大体250人程度と聞いております。内容がちょっと専門的なものですから、興味関心のある方は近隣の市町からも参加されたようですが、一般の方は少なかったと聞いております。その辺は、本町でも同様に推測されますので、本町でもちょっと時間が長いことを考慮して、多少余裕のある席づくりをし、240人程度の準備をする予定です。もちろん予想に反するときは、即対応できるように予備は準備いたします。

## 会 議 の 経 過

内容は、さっきもありましたので簡単に言いますが、8人の専門の方々が各人が研究・調査されていることについて発表していただくということになっております。申し添えておきますが、本町の社会教育課、大崎主査も「東串良の文化財について」と題して発表することになっています。

それからネット以外の周知方法についてということですが、県内の市町村に研修会等を利用してチラシを配布し、6月12日の町振興会発送で全戸にチラシを配布しました。それから町内の各施設にポスターを掲示してあります。農業祭、ピーマン狩りのときには、体育館でチラシを配布しました。このほかには、例えば先日、バレーボールの大会などもありましたが、私もその挨拶の中で、一応わざわざそういう関係のないことかもしれませんが、PRを兼ねてシンポジウムの紹介もしたところです。今後、人の集まるようなところでは、話題にするように職員にもお願いをしているところです。ネット以外でということでしたが、FMきもつきでも土日ですが、放送などもするようにはなっております。

以上のような広報活動を今実際したりするようにしております。当日、1人でも多くの参加を望んでおりますので、議員のほうからもありましたけれども、議員の皆様、そして役場の職員の御協力もいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

うちは唐仁古墳群があるわけですけれども、6月の講演の中では大隅地域の古墳文化ということで、県の考古学会の中村耕治さんが講演を予定されておりますけれども、前回の3月議会での教育長の答弁に、11月開催のシンポジウム、名称がどうなるのかよくわかりませんが、それについて教育長が「現在、文化庁、県当局と協議をしておりますが、開催日は11月18日土曜日の予定で進めているところです。内容については、二部構成として、子供たちを中心とした発表と専門の先生による九州、全国から見た古墳群についての講演を予定している」というふうに答弁をしておられますが、この唐仁古墳群についての詳しい解明の講演というのは、11月に行われるというふうに考えていいのかどうか。今回は、「甦る大隅国の実像」ですが、11月のはできれば、今初めて明らかになる唐仁古墳群のなぞとか、少し余りセンセーショナルにはいかないと思っておりますけれども、その辺の取り組みというのは11月で行われるのかどうか、そのことをちょっと聞いておきます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

## 会 議 の 経 過

お答えいたします。

6月のシンポジウムは、先ほどからありますように「甦る大隅国の実像」というテーマですので、古代から中世紀にかけての文化財や歴史一般についての発表がメインであり、古墳だけの話ではないと思われませんが、大塚古墳を初めとする唐仁古墳群の概略等については、触れることはもちろんあると思われます。これらの古墳群は、東串良の人々にとっては、日常の生活の中に存在するものであり、さほど気にもとめていない方々もおられるのではないかと思います。そこで今回のシンポジウムは、これらの古墳群が文化財としてどれほど貴重なものであるかを知っていただくという狙いもあると思っています。ただし、大崎古墳もそうですが、周濠等の確認調査は必要に応じて実施していますが、古墳本体を発掘調査したことはありませんので、古墳本体の内容等についての発表はなされないと思います。

なお、11月のシンポジウムは本町主催ですので、午前中は子供を巻き込んだものにし、午後は専門の方々に参加していただく予定ですので、現在わかっているレベルでの内容についての発表もお願いできるのではないかと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

以上で、質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

— ◆ —  
再 開 午前11時16分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

4番目になりましたが、通告に基づいて質問いたします。

国保税について、国保税を下げる工夫をしたか尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国保税について、国保税を下げる工夫をしたかというお尋ねでございます。

国保制度は、加入者に高齢者を多く抱えておりまして、医療費が高くなる一方で、所得水準が低いといった構造的な問題が根底にあり、国保税の増収を図ることは全国的にも困難な状況となっております。

本町の国保税額が高いと感じられるのは、被保険者1人当たりの所得が県内断トツでございます。県内で一番高い所得でございます。もちろん和牛、そして園芸というのが要因しているのかもしれませんが。大隅半島内の市町が1人当たり31万円から39万円の所得に対しまして、本町は1人当たり51万4,000円の所得となっているようでございます。ちなみに県平均は36万6,000円程度ですけれども、畜産における子牛の高騰相場がついていることもですが、本町はやはりピーマン、キュウリを中心とする施設園芸農家の所得が高くなっていることが要因ではないかと思われまます。

しかし、国保会計は逼迫しておりますので、議員も御存じのように、本町では、一般会計からの法定外繰り入れを毎年のように行っているのが現状でございます。平成28年度は3,000万円繰り入れて、基金に積み立てました。平成29年度も同じく3,000万円繰り入れしまして、そのおかげで国保税率を据え置くことができました。国保の財源は、公費が50%、保険料50%を原則としております。しかし、さきに述べたように、構造的な問題もありまして、国保の運営上、やむを得ない手段として本町でも法定外繰り入れを毎年のように行っているわけでございます。今後も高齢化が進み、また医療が年々高度化していることを考えれば、国保税を引き下げることが難しいと考えますが、以下のことにちょっと取り組めば、医療費の伸び率を幾分か伸び率を抑制できるのではないかと考えて取り組んでいるところでございます。

その一つ目に医療費適正化の取り組みといたしまして、まず特定健診の受診率を伸ばしまして、特定保健指導を充実させるということです。メタボリックシンドロームが生活習慣病の大きな一因になっておりますので、特定健診受診による発症予防、重症化予防により医療費が抑制されると思われまます。

ちなみに、平成22年度、30.9%だった受診率が平成27年度は、49.8%までに向上しております。徐々に町民の理解も深まってきているものと思われまます。

また、本町は塩分摂取とアルコールに起因する高血圧症やその予備軍の方々が多いため、高血圧、脂質異常、糖尿病に重点を置いた重症化予防のための保健指導や管理栄養士、保健師による訪問指導を充実するとともに、食事療法、運動療法、薬物療法からの重症化予防対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

各種がん健診による早期発見、早期治療に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

東串良は、健康保険が高いという町民の声がございます。高齢化は、どこの町も同じでございまして、我がまちだけが高齢化が進んでいる状況ではございません。国民健康保険のその構成ですけれども、4本の柱でなっているわけではございますけれども、所得割、資産割、均等割、平等割、この平等割が一番この近隣の市町村で高いわけですが、平均が2万8,000円です。我がまちは3万7,000円です。それで所得割が今3位に高いんですけれども、平均が12.6%、我がまちは13.2%、それから均等割も4番目に高いわけではございまして、平均が3万5,000円、我がまちが3万6,000円です。これを近隣の市町村並みに下げたいと思うわけですが、医療費の中で1件当たりの費用が県内で43市町村の中で42番目、これが一番高いところは3万7,000円です。我がまちは2万1,000円、それから1日当たりの使用がこれは一番低いわけではございまして43位、高いところは1万7,000円、我がまちは1万1,000円です。年間1人当たりの医療費は、43市町村の中で29番目、36万1,000円、一番高いところはちなみに49万3,000円です。

それから、この高齢者の医療費が特に多いわけですが、65歳から69歳が48万9,000円、70歳から74歳が60万円です。平成28年度に、被保険者が使用した医療費が8億1,100万円あるわけですが、その中で1件30万円以上の高額医療費が3億8,200万円、これは約半分、47%の割合でございます。国保税を下げるには、先ほど町長が申しましたとおり徹底した健診を受けさせることだろうと思います。それには、職員の体制づくりからだと思っております。平成12年度から介護保険制度が導入されましたが、制度に基づいた職員の辞令交付がなされていないという状況のために一部の職員だけが一生懸命頑張っているわけですが、苦勞している状況でございます。その状況を町長は御存じでしょうか、答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

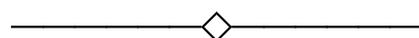
町 長（宮 原）

お答えしますが、平成28年度の給付費が物すごく下がっておりまして、下がった分をちょっと福祉課長に、詳細について説明させます。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分



再 開 午前11時26分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

必要額2億773万4,000円が必要ですが、毎年3,000万円の繰り入れをしております。その繰り入れをしないためにも、どうしてもこれを必要額として保険税というのは調整しなくてはならないという、そういう状況でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

私が質問した中身と答弁が違うんですけれども。平成12年度から介護保険制度が導入されました。それに基づいて職員の辞令交付がなされていないと。そのために、一部の職員だけが一生懸命頑張っているわけですが、その連携が悪くて、苦勞している状況ではないかということです。その制度に基づいて辞令交付がなされているのかという質問です。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

職員の辞令ですが、ちゃんと配置は適正にされておりますけれども。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

制度に基づいた辞令の交付がなされていなくて、一部の職員だけが頑張ってくれている状況でございます。町長は勤めたことがないからわからないかもしれませんが、常にトップに立つ者は目配り、気配りをしながらいろんな状況を把握して、リーダーシップを発揮するように願いたい。もう答弁は要りませんから、私の質問は終わります。

議 長（田之畑）

それでは、続きまして、1番 児玉勇治君の発言を許します。

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、3点ほど質問させていただきます。

1点目は、志布志国家石油備蓄基地についてであります。先ほど瀬戸山議員のほうから質問があり、町長のほうでも回答がありましたので、私は防潮堤とタンクの強度について意見を述べさせていただきます。

石油備蓄基地では、地震・津波に対応した先ほど町長も言われたとおり、シミュレーションの映像があるということですが、町長はこれをごらんになったことはありますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

シミュレーションは見ておりません。

議 長（田之畑）

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

私もないのですが、そのシミュレーションによりますと、現時点では、南海トラフの津波に対応できる防潮堤の高さ、現在は東側が12メートルだと思うんですが、その高さタンクも破損を生じることはないということでした。一応安心はしたのですが、災害は私たちの想像をはるかに絶するものが多いです。過去、東日本大震災の津波のときもそうでした。心配すればきりはありませんが、現に石油備蓄基地は本町にあるわけです。国の施設でいろいろ要望しても、なかなか通ることはないと思われませんが、住民の方々が安心して暮らせるように、もし不備な点がありましたら、どしどし町長、国のほうへ要望していただきたいと思えます。

以上で、私の石油備蓄基地への質問は終了させていただきます。

引き続きまして、津波等の災害に対しての自主防災組織の活用についてであります。

私の記憶ですと、ここ10年間で柏原地区の津波訓練は、自主防災組織が参加した回数は2回だと思いますが、この回数について、町長はどうお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この回数について、私はちょっと認識不足でしたけれども、ちょっとこの自主防災組織の活動をどう考えているかということにちょっとお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

この自主防災組織は、現在78振興会で結成されておりまして、地域独自の自主防災活動を行っていただいておりますけれども、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感や隣近所の方々と役割を分担しながら力と心をあわせて助け合うことが意義と役割でございます。大規模災害が発生した場合は、どうしても人手不足となるために、自主防災組織の協力が必要となりますので、日ごろの訓練や地域コミュニティや防災の取り組みなどを活発に行っていただきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

私は、ヘリコプターやマスコミが参加するような訓練ではなくて、もっと実践的な柏原の下通り、例えば倉下、仲之町、上之町、熊之馬場の人たちが柏原小学校まで避難を繰り返し行うことが大切だと思います。そうすることによって、住民の方々が避難に対する意識が違ってくると思います。訓練の対応は、東部消防署へ依頼して、行政主導で訓練を呼びかけて協力と助言を行うことが大切だと思います。例えば、私の新町下の自主防災組織は、非常時の際は、隣人宅に行き一緒に避難するようにしています。議員研修でも集落の結束が強ければ強いほど災害のとき、助かった人が多いと学びました。柏原だけではなくて、川に沿った唐仁、俣瀬、下伊倉、川西から豊栄までの集落は、絶対訓練が必要だと思います。先ほど町長は、自主防災組織の活動が重要だと言っておられました。自主防災組織で消火器、消火栓の取り扱い、救急訓練を行っている集落はたくさんあります。この訓練も大切ですが、本町は志布志湾があり、津波の来る可能性は大です。自主防災組織を活用して、津波に対する避難訓練を行政主体のもとで行われることを切に希望します。

最後になりますが、災害弱者を津波等の災害からどう守るかについて質問に移りたいと思います。

先日、東部消防署に行き、在宅高齢者査察台帳を見てまいりました。この台帳は、消防署が独自に集落ごとに高齢者や災害弱者を調べて記入している台帳です。行って見たんですが、更新がなされてなくて、参考にはなりませんでしたが、本町では、例えば柏原の下通りにどれぐらいの災害弱者、例えば1人で避難できない人がいるか、町長は把握されているでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、この災害対策基本法では、災害弱者に該当する高齢者、障がい者、乳幼児等を要配慮者と位置づけております。本町では、要配慮者リストに365名が登録されております。災害発生時に、要配慮者の救出や避難誘導を行い、人的被害を最小限に食いとめるためには、日ごろからこうした要配慮者の所在を正確に把握しておくことが必要であり、消防団の方々、担当地区ごとに対象者を救助する計画としております。

しかしながら、被災地の実情を踏まえ、団員やその家族の安全確保を最優先し、避難をしながら、その途上での住民の避難誘導をするということを原則としておりますので、要配慮者の救助、避難誘導體制については、自主防災組織が安否確認を実施し、要配慮者に関する情報の確認や、津波浸水想定区域内での要配慮者の残留者の確認を実施し、津波到達10分前には、安全な場所に退避することとしております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

民生委員の方々は、把握されていると思うんですが、救出のときは、どうしても消防団の方々が必要になってくると思います。これは私の案なんですが、各分団に災害弱者の地図を書き込んで、家族の方の了解を得て、赤マークで印を入れて、災害が発生したら早目の救出を行う。この訓練を日ごろ行っていれば、非常時の際には、役立つと思うんですが、町長、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この要配慮者というのは、一部分、私大塚原ですけれども、新川西、唐仁のほうでは、それは大体把握しておりまして、図上訓練といいまして、年齢的に分けて色分けしております。ですから、そういうのもおっしゃる柏原地区についても、そういうのは進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

私の認識不足もありましたが、日ごろの訓練なしに本番での成功はないと思います。津波では、行動20分、残り10分が避難です。貴重な30分をどう使うかが生死にかかわってくると思います。このようなことを考慮されて、災害時に災害弱者をどのように対処するかを検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長 (田之畑)

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月20日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前11時40分

## 平成29年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成29年6月20日 午前10時00分  
閉 会 平成29年6月20日 午前10時53分

### 出席議員（10人）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 児玉勇治  | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治  | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳  | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園 ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地 利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 1番 児玉勇治 | 2番 瀬戸山 譲一 |
|---------|-----------|

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |         |             |         |
|-------|---------|-------------|---------|
| 町 長   | 宮 原 順   | 住民課長        | 若 松 雄 一 |
| 副町長   | 畠 中 勇一郎 | 企画課長        | 中 島 孝 一 |
| 教育長   | 天 神 康 男 | 農業委員会事務局長   | 木佐貫 勝 志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学   | 教育委員会管理課長   | 坪 山 勝   |
| 総務課長  | 江 口 勝 志 | 学校給食共同調理場所長 | 松 留 謙 一 |
| 経済課長  | 堀 口 利 弘 | 社会教育課長      | 薬 丸 淳 郎 |
| 福祉課長  | 津 曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅 樹 |
| 税務課長  | 児 玉 隆 男 |             |         |
| 建設課長  | 甫 村 良 教 |             |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 大 園 保 広 | 書 記 | 橋 口 正 博 |
|------|---------|-----|---------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について（委員長報告）
- 日程第 3 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 12 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議に付した事件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について（委員長報告）

追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書

日程第 3 同意第 2号 農業委員会委員の任命について

日程第 4 同意第 3号 農業委員会委員の任命について

日程第 5 同意第 4号 農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 5号 農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

日程第 10 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第2号)

日程第 12 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

日程第 13 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

日程第 14 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第2 陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

### 6 番 (前 田)

おはようございます。ただいま議題となりました陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、6月15日に開会しました教育産業常任委員会で陳情の内容等について審査したところです。結果、将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。そのためには、学校現場における教職員の長時間労働、是正の処遇改善なども当然に必要であり、本陳情の願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。審議のほど、よろしく願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第19号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時04分

—◇—

再 開 午前10時06分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、教育産業常任委員会委員長から発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書の動議が提出されました。

発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として先に審議することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書

議 長（田之畑）

追加日程第1 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

職員に発委第1号を朗読させます。

議会事務局長。

## 会 議 の 経 過

### (職 員 朗 読)

議 長 (田之畑)

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

6 番 (前 田)

ただいま議題となりました発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書ですが、先ほど事務局長が朗読したとおり、将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、このためには、一人一人の子供にきめ細かな対応と全国どこでも一定水準の教育を受けられることが必要であります。また、一方では、子供たちを育む学校現場において、大多数の教職員における時間外労働が問題となっております。こうしたことの実現と是正のために、その条件整備として教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、また国の学級編制基準を改め、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずることを2018年度において政府に予算化するよう要請するものであります。御賛同のほどよろしくお願いします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第3 同意第2号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第3 同意第2号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、説明申し上げます。

同意第2号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町岩弘2234番地在住の堅山秋敏さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものであります。

提案理由は、農業協同組合法等の一部を改正するなど、法律による改正後の農業委員会等に関する法律第8号第1項の規定により、東串良町農業委員会委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第2号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第3号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東申良町池之原2919番地1在住の木佐貫一孝さんを東申良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものであります。

提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、同意第3号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。  
町長からの説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

同意第4号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。  
東串良町川西2149番地18在住の福岡みどりさんを東串良町農業委員会委員に  
適任であると存じますので、任命するものでございます。  
提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。  
町長からの説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

同意第5号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。  
東串良町新川西4937番地在住の大村教男さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。  
提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 同意第6号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第7 同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。  
町長からの説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

同意第6号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。  
東串良町新川西5074番地在住の鶴丸千尋さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものであります。

## 会 議 の 経 過

提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。  
町長からの説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

同意第7号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。  
東串良町川東1202番地2在住の久保田義春さんを東串良町農業委員会委員に適

## 会 議 の 経 過

任であると存じますので、任命するものでございます。

提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第8号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

東串良町川東4993番地1サンコーポラス松原201号在住の谷口憲三さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものであります。

提案理由は、前案と同じでございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第10 議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第23号 東串良町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算 (第2号)

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算 (第2号) を議題といたします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
4番 西園貞美君。

4 番 (西 園)

20ページですけれども、款7商工費の目3観光費の中で、節13委託料34万円ありますが、ルーピン畑の件と聞いていたんですけれども、実際に何をするのか。ルーピンの種は、昔は自分でとっておりました。ルーピンの種は、その地域でとれた種でないと発芽率も悪いし、生育も悪いと聞いていましたが、ことしも種を購入するつもりですか、お聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

種につきましては、自生の種も使いますし、ほとんど購入になりますけれども本年度も予算計上しておりますので、購入をする予定でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

いや、今の同僚議員の質問は、調査研究の委託料でしょう。どういうことをどこに調査を依頼するんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

委託先につきましては、鹿児島大学でございます。鹿児島大学の農学部のほうともいろいろと協議を今進めておりますので、予算が通りましたら、具体的にその内容を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

これは、この調査研究の委託料は、何の研究を委託をするんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

そこにつきましては、具体的に今後鹿児島大学と詰めていきますが、生育が悪いということは、当然土壌のほうも調査をしないといけないし、種子の問題とか、そうい

ったものももろもろ含めまして、鹿児島大学と今後いろいろと検討を重ねていきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

いいですか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

3点ほどお聞きいたします。

まず最初にパートの賃金も出ているわけですけれども、聞き及ぶところによりますと、最近パートの時給が若干引き上がっているという話も聞いておりますが、今ブラック企業やブラックな働かせ方ということで社会的にも民間の企業などでもいろいろと問題が出ておりますが、本町におけるこの定員外の職員ですね、嘱託もあるだろうし、もちろんパートもありますが、そういう職員が数十名、五、六十名いるようなことも聞きましたが、できれば職種ごとにいつから幾らに引き上がっているのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

それから21ページの教育総務費の奨学金の貸付金について、高校生1名、大学生10名と、計11人分を予算化するという説明でありましたが、一般質問などでもいろいろと私もこの金額の引き上げやら、それからもうこの際、他町村でも見られている貸付ではなく貸与制の奨学金に踏み切るべきではないかというようなことも取り上げてまいりました。それらについて、教育委員会での取り組みの状況、今どの辺のところまで議論が進んでいるのか、そういうことについて答弁をお願いしたい。

それから最後に、これは今気づきましたけれども、本町の起債の残高ですね、地方債の残高を見てみますと、前々年度末が50億円、前年度末が52億円、そして本年度末が53億円というふうに約1億円ぐらいつ借金の残高がふえているわけですが、今後の起債をして事業をするわけですけれども、今後何かこの一、二年の間に、今回は安留地域につくる防災センターの費用が大きかったわけですけれども、今後こうした新たな大きな事業を何か考えているのかどうか、その辺の町長の思いなどがあれば、最後にお聞きしておきたい。

以上3点についてよろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えをいたします。

パートの数、金額等々、今質問が出たわけでございますが、パート賃金につきましては、さっきの今年度から740円から760円ということで値上げをさせていただきまして、予算可決もいただいたところでございます。想定上は66名いるわけでご

## 会 議 の 経 過

ございますが、今言いました760円につきましては、一般的な事務パートというところでございます。あとほかに50名程度いるわけでございますが、この方々については、学校用務員さん、あるいは特別支援員さん、あるいは学級支援員、幼稚園指導員、レセプト点検事務、看護師、障がい認定業務の方、介護事務の方、それから営農指導員、堆肥センター所長、あと給食センターの調理員の方、福祉バスの運転手さん、社会教育指導員、柏原簡易郵便局、それから集落支援員、地域おこし協力隊という形で66名ということで数字を上げているところでございます。あと専門職につきましては、その都度その都度1,200円の方もいらっしゃいますし、また資格の関係もございまして、1万1,250円の方とかいう方々もばらつきがあるわけでございますが、一般的な職員、パートといたしましては、760円で支給をいたしているところでございます。

以上で終わります。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

給付型を含む奨学金制度の見直しについて、現在の状況を説明いたします。

一言で申し上げますと、前向きに現在検討中ということです。5月8日月曜日の定例教育委員会でも話題にしまして、大崎町の給付型の例なども再度教育委員に資料を配付いたしました。また、6月5日の定例教育委員会でも議題にして、今後の方向性の基本姿勢が確認できたところです。

今後は、具体的な議論を進めていくつもりです。ただし、条件や数値的なもの、返還方法などを考慮しますと、もう少し時間を要するものと思われます。貸与型につきましても金額や返還の期間など見直しをしてみたいと思っています。教育委員会としましては、何らかの条件付きの給付型の奨学金について、前向きに考えたいという思いは、これまでと変わりませんが、問題は給付型になりますと、財源を伴いますので、最終的には財務との相談も必要と思われます。5月19日の教育産業委員会でも質問、要望がありましたが、なるべく早く案を作成して、12月の議会では要望にお応えできるようにしたいとは考えているところです。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

先ほどの起債の、いわゆる地方債の関係が現在高が徐々に毎年大きくなっていくんじゃないかというところでございますが、これにつきましては、要因といたしましては、臨時財政対策債、いわゆる地方交付税で交付されるべきものが国の交付税財源が乏しいということで発行される臨時財政対策債でございますが、これが毎年1億数千

## 会 議 の 経 過

万円ありますので、これが大きな要因でございます。

この臨時財政対策債におきましては、ほぼ100%交付税措置されるということで、次年度以降の財政措置もされるようになっております。

今後におきましても、過疎債あるいは緊急減債防災事業債などを使いながら、有利な起債、あるいは補助金も使いながら事業展開をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

いや、さっきの質疑分の答弁がまだ残っているんじゃないの。新しい事業は考えていないかというのを。

9 番（宮 地）

そうそう、それをもう一度言おうかと。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

総務課長、私の質問の趣旨は何の起債がふえているかということではなくて、今答弁されたことはわかっているわけですがけれども、今後何か新たな事業を、例えば1億円前後かかるような、考えておられるのかどうか、なければないで構いませんけれども、その辺の町長の思いはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今後、新たにまた今現在、校長住宅も予算が組まれておりますけれども、今後また教育長の住宅とかいろいろなものがございまして、教職員住宅を主に大体考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

21ページの消防費の関係で質問したいと思います。前に総務課長からこの資料を

## 会 議 の 経 過

もらったわけですが、この添付資料ですね。これによりますと、今度の防災費なんです、当初予算が9,650万円で今度補正しまして、1億3,180万円という工事請負費がございます。内容を見ますと、防災センターで8,150万円、洲崎地区で1,400万円、戸柱神社で500万円、それからセンターの駐車場とか、外構について3,130万円という大きな項目になっているわけなんです、非常に大きな金額でございますので、これを分割して町内業者に満遍なく仕事が割り振れないかというようなことを質問したいと思います。

それからもう1点、この安留の防災センターなんです、震災時だけの避難だけでなく、話が女性消防隊の拠点所にもするんだということを知りましたが、その他非常に多額な金額を使うわけなんです。ですから多目的に、例えば会議室ができるとか、懇親会の場はできるとか、多目的な利用はできないかという質問でございます。

以上2点ほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

まず1点目の分割発注はできないかということになるかと思いますが、それにつきましては、今のところ防災センターの建築と防災センター周辺の外構工事を1本、それと配水路及び給水水道工事を1本、それと駐車場整備というところで1本、それと9月ぐらいの予算のお願いになるかと思いますが、防火水槽も予定しておりますので、それを1本、それと洲崎の避難路、それから戸柱神社の避難路、全て6本ぐらいの発注形態を予定いたしております。

それと第2点目の活用方法というところでございますが、先ほど議員からもありましたとおり、女性消防隊の拠点施設、あるいは非常食等の備蓄倉庫、水防の機材倉庫、それから消防団の訓練をしていければいいのかなというふうにも思っておりますし、あとできることなら防災教育、あるいは集会施設としても安留地区を中心に必要であれば、利用可能な部分で調整していければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

今回、22、23ページに労災保険料が計上されているわけなんです、これはパートの人の分というふうに私は伺った記憶があるんですが、もしパートの人の分であ

## 会 議 の 経 過

れば対象になる人、いわば労災保険がかけられるような人というのほどのような人であるのか。どういう条件をそろえば労災保険がかけられるのかというところを質疑いたします。

議 長（田之畑）  
社会教育課長。

社会教育課長（薬 丸）

お答えいたします。

今回労災保険に加入する施設といたしましては、体育館、総合センター、そして資料館の方々の分でございます。本来今まで、この保険料につきましては、庁舎内の雇用契約職員同様、非常勤公務災害の適用でできると思っておりましたけれども、労働基準局に問い合わせをしましたところ、各施設につきましては、その他事業者という形になるということで、加入したほうが良いという指導をいただきました。今回の保険料の算出に当たりましては、事業の種類により保険料率が異なるということでございます。

今回の対象事業はその他事業者という形で適用を受けております。保険料率が0.3%という金額でございますが、額につきましては、平成28年度の金額に0.3%を乗じた額で、翌年度精算という形でございます。それで今回この額を予算に乗せていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
よろしいですか。  
ほかにありませんか。  
6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

20ページの目の商工振興費330万円、町割増金付商品券発行補助金とありますけれども、2年ほど前だったですか、買いに行ったけど完売してなかったと。話を聞いてみたら、1人の方か2人の方かわかりませんが、1家族5万円、2人か3人かにお願いして1人の人が何十万円か買われたと、そういう事例が2年前だったかな、あったんですけれども、これに対して町当局として対応はなかなか難しいと思うんですけれども、何か対策を考えていらっしゃいますか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

## 会 議 の 経 過

ただいまの御質問でございます。2年前の2割増しの分は地方創生の事業の絡みであったと思います。それにつきましては、結構2割増しですから人気があったということで多くの方が参加されたというふうには聞いております。当時私も担当課におりませんでした。毎年予算計上されておりますこの割増補助金につきましては、当然議員がおっしゃいましたとおり、一部の方に恩恵があつてはいけないわけでございます。そこで商工会といたしましては、商工会が事業主体でございますので、町はそこに補助金を渡しているということなんです。実施要領というものを定めております。その実施要領に基づきまして、きちんと対応がなされているというふうに理解をしておりますが、先週もちょうどうちの担当が商工会のほうに出向きまして、そういった一部の方の恩恵を受けることのないようにきちんとその要領に基づいた処理を行うようにということで打ち合わせもしておりますので、そこは間違いのない形で今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第12 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第25号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第13 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第13 議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっております

## 会 議 の 経 過

ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第26号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第14 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第14 議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第27号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

議 長 (田之畑)

日程第15 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から高齢者等の福祉対策、子供の貧困対策、観光振興対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産物加工品等の販売対策について、学校教育の現状と対策について、町道農道の整備状況について。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定

## 会 議 の 経 過

しました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時53分